

# 令和6年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和6年6月7日(金) 午前9時30分～午前11時30分  
○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	小谷野晴夫	副委員長	○	金子康法
委員	○	坂倉司	委員	×	山下みゆき
委員	○	貝木幸男	委員	○	石田陽一
			出席 5人 欠席 1人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	伊澤巳佐雄	総務部長	倉井和行
市民生活部長	直井満	会計管理者	濱野岳仁
総合政策課長	川俣貴史	市民協働推進課長	増山佳子
総務人事課長	西松治彦	財政課長	篠崎国男
契約検査課長	永井邦朋	税務課長	富永康則
安全安心課長	上野和芳	市民課長	長塚章
環境課長	若林毅	行政委員会事務局長	篠崎正代

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	五月女治	議事課長	大門啓美

○議員傍聴者 村尾光子議員、石川信夫議員、加藤好雄議員、鈴木一司議員、西本由利子議員

○一般傍聴者 1名

1. 開会

2. あいさつ 小谷野晴夫 委員長

3. 概要録署名委員の指名 坂倉司 委員

## 4. 事 件

- (1) 付託議案等審査について  
補足説明 なし

議案第52号 令和6年度下野市一般会計補正予算（第1号）【所管関係部分】

質疑・意見

### 【歳入】

#### 22款4項3目 雑入

- 石田委員： 雑入の2,290万円はどこから入ってきてどこへ充てるのか。
- 市民協働推進課長： 通古山自治会及び薬師寺一丁目自治会で公民館建設に当たり、コミュニティ助成事業助成金を利用するものである。
- 小谷野委員長： 歳入はどこから入るのか。
- 市民協働推進課長： 県のコミュニティ助成事業助成金で、一般的には宝くじ助成事業と言われるものからの歳入となる。
- 石田委員： 宝くじから来るというが、宝くじを買った人が下野市内に何人いるかで割り当てがあるのか。事業費があるから充ててくれるのか。
- 市民協働推進課長： 県でこの事業について募集し、採択された場合に受けることのできる助成である。
- 総合政策部長： 事業費の上限が2,500万円の5分の3で1,500万円を上限として交付される。今回、通古山自治会と薬師寺一丁目自治会の2自治会に対しての歳入となる。

### 【歳出】

#### 2款1項7目 企画費

- 金子副委員長： 公共施設マネジメント推進事業の委託料96万円について、具体的な支出内容を伺う。
- 総合政策課長： 南河内地区にあった吉田西小学校と吉田東小学校の建物の登記業務となる。

#### 2款1項14目 自治振興費

- 坂倉委員： 3,055万円が補助金として出ているが、通古山と薬師寺一丁目の2つの公民館に絞られた理由を伺う。
- 市民協働推進課長： 自治会公民館の建設費補助となり、今年度新築する補助となる。
- 坂倉委員： 元々この2つの公民館の建設予定があったのか。
- 市民協働推進課長： この2つの自治会から今年度建設したいという要請があり、多額の費用がかかることから、宝くじ助成金が採択された際に建設すると

ということで自治会と話をし、補助が決まったのが3月末であったため当初予算に計上せず、今回の補正となった。

- 小谷野委員長： 市内のいろいろな自治会から公民館を建設したいという話があると思うが、その中でなぜこの2つの自治会になったのか。
- 市民協働推進課長： 自治会公民館の建設は各自治会でも負担があり、申請があった自治会に交付するものなので、昨年度のうちに申請のあった自治会がこの2つとなっている。
- 貝木委員： 通古山が2,000万円、薬師寺一丁目が1,055万円で金額が倍近く違うが、大きさや面積によるものか内容を伺う。
- 市民協働推進課長： 建設費補助金の内訳は、宝くじ助成金から支出するものと市の単独補助金との合算となっている。通古山自治会の建設費は宝くじ助成金の上限いっぱい1,500万円と、残りの建設費の2分の1が市補助金の上限500万円で、建設費が大きいため2,000万円の補助となっている。薬師寺一丁目自治会の方は、宝くじ助成金が790万円、市補助金が265万円で1,055万円となっている。建設費の違いで、各自治会の見積もりによるものとなっている。
- 小谷野委員長： 金額に2倍ほど差があるのは、面積が大きいとか、金額が違う明確な理由はあるのか。
- 市民協働推進課長： 自治会公民館の大きさや設備など、見積もりに上がっているものが違う。
- 貝木委員： あまりにも違うので、50坪と100坪など単純な違いがあるのかと思いついた。
- 市民協働推進課長： 自治会公民館の規模等について、通古山自治会は床面積が132平米、薬師寺一丁目自治会は68平米で倍くらいの床面積の違いがある。通古山の方は集会所や会議室、倉庫など兼ね備えた公民館となり、薬師寺の方は広間、収納と給湯設備といった形となっている。対象人数について、通古山は3,500人程度の自治会区域内住民、薬師寺は700人程度の自治会区域内住民となっており、使う方の人数と規模が違う設備となっており、金額の違いがある。
- 貝木委員： 市の方で、使用人数からこれくらいにして下さいと要望するのか。
- 市民協働推進課長： 市からこの面積でとお願いすることはなく、自治会の方で考えて建設する。
- 貝木委員： 要望すれば限度はあるが、ある程度補助は受け入れてくれるという考えでよいか。
- 市民協働推進課長： 公民館建設に当たっては、市の補助は500万円の上限があり、それ以外は自治会負担となる。高額な建設費となると自治会の負担も増えることになる。宝くじ助成は毎年採択されるわけではないので、採択されなかった場合は、限度額500万円以外は自治会負担となり、あまり高額となるのは考えにくい。

- 貝木委員： 限度額を考慮して市の方で指導はないのか。自治会から挙がってきたものに対して、大き過ぎますよ、高過ぎますよという指導はないのか。
- 総合政策部長： 通常、自治会においては役員会、あるいは自治会の方を全員集めて、自治会の行事内容や建てる敷地面積など、どれくらい必要か協議いただき、自治会で見積もりを取って提出いただいている。市としては、備品等を除いた形での対象経費となり条件を設けている。市の方から面積を減らしたらどうかやレイアウトはこうしたらどうか、こういった材質にしたらどうかなどは、しっかりと自治会で協議をして申請をあげてくるので、見積もりに応じて補助を決定している。
- 石田委員： 公民館建設事業について、これまでは市の補助金500万円を限度とすることしか頭になかった。宝くじ助成金が該当する、しないは手を挙げないと分からないが、それ以外にも取れる予算はあるのか。500万円以上の補助金は出ないと思っていた。
- 市民協働推進課長： 市の補助金は500万円が限度となっている。宝くじ助成金は県に申請して、必ず貰えるものではなく、今回は2件申請して2件採択されたものとなる。
- 石田委員： 宝くじ助成の名前が入っている車が市内でもあるが、公民館建設にもそれが入るとは知らなかった。自治会でも負担しきれない部分もあるので、上手に使っていただいたのだと思う。
- 坂倉委員： 要望があればどんどん建てていくという答弁に感じた。公民館がどんどんできてしまうとメンテナンスが増えて大変だと思う。今後の展望としては、少し公民館みたいなものを減らしていき、統合した方が効率よく運営でき費用負担も少なくすむと思う。
- 総合政策部長： 自治会の公民館については、自治会で管理運営している。自治会加入率も下がり、自治会でも運営に苦労しているところもある。そういった意味で、改築と新築にかかる市の補助も若干上げたところである。各地区にコミュニティセンターがあり、自治会がまとまった形でコミュニティ推進協議会が立ち上がり指定管理に出している。将来的には、コミュニティセンターを今以上に活用いただき、公民館については自治会が負担にならないような形で進められればと考えている。各地区に公民館が設置されているので、相談があった時には市でもアドバイスをしていきながら、負担も加入率低下につながっているので、自治会の負担にならないような形で今後進められたらと考えている。

### **3款1項1目 社会福祉総務費**

- 金子副委員長： 定額減税を補足する臨時特別給付金支給事業 3億2,800万円

に、時間外勤務で270万円とあるが、本来の時間を削って対処するのはどのくらいを把握されているのか。事務補助員で諸々載っているが、正規の時間内でかかる予算がどれくらいを見積もっているのか。

●総務人事課長：補正は社会福祉課で計上しているものだが、これまでも市で給付金支給事業を行っており、その実績を踏まえ会計年度任用職員3名分を非常勤職員報酬と費用弁償に計上したものとなる。

○石田委員：国の制度で補助金があるが、毎回システム改修しなくては対応できないものなのか。市で直接対応できないシステムなのか。

●総合政策課長：一般論で申し上げるが、市には住民基本台帳や定額減税、給付金など様々なシステムがある。そのシステムが住民基本台帳や税情報に全てつながって基幹系システムを運用している。主に市民課、税務課、今回は社会福祉課も関係するが、システムを動かしている。国の方から給付金や定額減税の話が来た時には、既存のシステムの中で運用している状態では対応できない、様々な条件が国から付されてくるが、毎回違ってくる。既存のシステムでは対応できず、改修せざるを得ないことから、国から補助金等をいただき改修を行うことになる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第53号 令和6年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

質疑・意見

**[歳入]**

**7款1項1目 一般会計繰入金**

○石田委員：歳入の区分表示で「職員給与費等繰入金」となっているが、職員の給料を出す繰入金なのか。

●市民課長：項目の設定の問題で、繰入金に関しては保険基盤安定繰入金、職員給与費等繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援繰入金、その他一般会計繰入金と大きく5つ設定してある。職員給与費等繰入金は、歳出1款の総務費の部分に充当する繰入金で、事務費の繰入金になるが、事務費の大半が職員の人件費となるので、このような名称となっている。これは国県から示されている基準の名称と同じものを使用している。

**[歳出]**

**1款1項1目 一般管理費**

○坂倉委員：電算システム改修費319万円の改修は、騒動となっているマイナ保険証のトラブルを解消するための改修なのか。そうであれば、こういった不具

合が起きているのか。

- 市民課長： 今回のシステム改修は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関してのシステム改修となる。世間で騒がれたオンライン資格確認だが、オンライン上でその人が何割負担なのかの確認でエラーが生じたということで、そこを解消するために、オンライン確認システムと業者に委託しているシステムの内容突合の改修となる。次に被保険者の加入状況を確認するというで、他人のマイナンバーを登録した結果、他人の内容を見てしまうということもあったが、解消するために被保険者に対してマイナンバーの下4桁の部分を情報としてお知らせし、自分の保険証の内容が正しく紐づけられているかの確認をするためのシステム改修となる。もう一つは、最終的にマイナ保険証の登録をされている方とされていない方がいるが、されていない方には12月2日で保険証の新規発行は廃止となるので、資格確認書を送付するためのシステム改修となり、今回は大きく3つのシステム改修となる。一般的に市町村でマイナンバー絡みのエラーは本来無いものである。マイナンバー自体を市で管理しているので、紐づけを間違うとか資格のデータを間違うとかはあり得ず、下野市も含め大半の市町村でエラー発生していないのが実情である。

**採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。**

議案第54号 下野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
------------------------------------

質疑・意見

- 坂倉委員： 第15条に「災害応急作業に従事する職員」とあるが、災害応急作業というのは、被災現場の危険な状況の中で作業される方をいうのか、事務手続きの応援に行く人も含むのか、区分を伺う。
- 総務人事課長： 直近の事例で能登半島の地震があり、本市からも派遣職員を何名か出したところだが、応急対応に対して支給する手当である。能登半島の災害派遣については、避難所の運営支援や水道の給水応援のほか、建物の被害認定調査の派遣に対しても支給される。
- 坂倉委員： 派遣された全員に支給される手当と認識してよいか。
- 総務人事課長： お見込みのとおりである。今回は国や県に倣って条例を2,160円に改正するが、条例と合わせて規則も改正し、大規模災害、大規模災害でない災害、大規模災害の中でもさらに危険な区域で作業する場合とそれぞれ規則の中で手当金額を定める予定である。
- 石田委員： 遡って今回派遣された方には該当せず、次回から適用されるのか。
- 総務人事課長： 条例改正の附則にあるとおり、公布の日から施行するので、これまで行った者には、条例で1日当たり1,000円を超えて支給してはならず、

災害対応については500円となっており、それを支給している。

○石田委員：これは市の職員だけだが、消防団やボランティアで建設業協同組合の人たちが災害復旧に出る場合はどうなるのか。

●安全安心課長：消防団については、昨年条例改正し、出動報酬の金額を上げて支給することになっている。市で協定を結んでいる建設業協同組合に派遣要請があり、市内であれば災害が収まった後に精算し、災害救助法に適用していれば国からの手当を請求できる可能性もある。それがない場合には両者の協議によって決めることになる。今まで例は無いが、下野市から建設業協同組合へ派遣ということについては、災害救助法の適用があれば同様の請求調整があると思われる。

**採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。**

#### [要望すべき事項]

○小谷野委員長：下野市は自然災害が少ない街だが、この度能登半島に職員派遣し様々な支援をしてきた。貴重な体験であり、派遣された職員を中心に今後の下野市の防災意識の見直しに積極的に取り入れていただきたい。

## 5. その他

### 【総合政策部】

自治医大とのまちづくりや医療福祉、地域活性化などに関する包括連携協定締結について

●総合政策部長より報告

### 【市民生活部】

下野市内におけるクビアカツヤカミキリの被害状況について

●環境課長より資料に基づき説明

— 執行部退席 —

## 6. 事 件

(1) 陳情審査について

陳情第2号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書
---------------------------------

【市民生活部】

下野市内における健康保険証とマイナ保険証の状況について

●市民生活部長、市民課長より資料に基づき説明

質疑・意見

○金子副委員長： オンライン資格確認はどういうことなのか説明願う。

●市民課長： 国民のデータは国で整備したオンラインシステムで管理されており、そこへデータ照会すると情報が分かるようになっている。マイナ保険証を登録された方に関しては、マイナンバーカードも医療機関に持っていき読み込む装置にかざすとその人のデータが全部確認できるようになっている。その人の負担割合が何割か、何の健康保険に入っているのかなどが確認できるのがオンライン資格確認システムで、全国的に整備されている。

○金子副委員長： 例えば私は病院へほとんど行っていないのでカウントされないと思うが、そういう人も含めるとパーセンテージが上がればいいという問題でもないと思う。

●市民課長： まずマイナンバーカードを取得するかどうか、マイナンバーカードを持っていなければ、マイナ保険証の登録もできないので紙の保険証以外使えない。マイナンバーカードを取得して、そのカードに保険証としての機能を付けるかどうかを本人が判断し、付けるのであれば登録をする。必要ないと思えば、マイナンバーカードだけ持っていて紙の保険証を利用いただくことになる。医療機関にほとんど掛からない人はどうなるかということ、マイナ保険証の登録をしてあれば登録者になるので保有者の数に挙がる。ただ、利用はしないので利用率には挙がらない。一概に利用率が低いから利用している人が少ないかということ別な話であり、医療機関に掛かった人の中でマイナ保険証を利用した人がどれくらいなのかの割合を出さないといけない。医療機関に掛かるとレセプトを作るが、そのレセプトの枚数に対してマイナ保険証を使った人がどれくらいいるか、という利用率の出し方もある。今、利用率としては低いパーセンテージが出ているが、右肩上がりで利用率は上昇している。

○金子副委員長： オンライン資格確認の利用状況というのは、マイナンバーカードを取得して保険証としても兼用できるようにした人の利用状況ということか。

●市民課長： オンライン資格確認は、医療機関でマイナ保険証を登録した人がマイナンバーカードで診察してもらい、読み取りの機械にかざした時にその人の資格を確認できるのがオンライン資格確認となる。マイナ保険証を登録していない人はオンラインの資格確認はできない。

○貝木委員： 来年7月31日で現行の保険証は使えなくなり、資格確認書をただけるとするのは、国では5年ほど猶予をみると言っているが、どのくらい有効なのか。

●市民課長： 当初国では、5年以内に各市町村で独自に決定してよいという話があったが、その後どうするかははっきりと分からない状態である。各自治体で

どのような設定をするかは、まだ決めていないと思う。今までの保険証の有効期限を考えると、有効期限1年で切り替えという形をとっていくのが通常だとは思う。県内でも研修会があるので意見交換し統一した形の有効期限を設定したいと思う。有力なのは1年と考えている。

- 貝木委員： 繰り返しになるが、来年7月31日で現行の保険証は使えなくなり、資格確認書が発行され、また1年経てば発行されると紙の保険証を持っていることと同じだと思う。日本は皆保険で、下野市では保険証を持っているのは100%か。100%だとしたら、マイナンバーカードの保有率が75.8%でそれに紐づけされている方はまだ6割くらいで、まだの方が4割近く2万人以上いる。どれくらいで登録されると見込んでいるのか。
- 市民課長： 数字は市で確認できる国民健康保険や後期高齢者医療保険で、他の健康保険の状況は分からないが、トラブルの報道があったので使う方向に踏み切る人が一気に減ったのだと思う。国の指示で全てのデータを見直して、現在は間違いない状況になっている。今後も、システム改修で市で管理している被保険者情報と国で管理している情報を突合させ、正しいデータが入っているか確認できるようなシステムを入れるので、同様の問題が生じることはないと思っている。今後は徐々にマイナ保険証の登録をしていく方は増えると思う。ただ、来年7月までは保険証は有効なので、そんなに慌てることなく、保険証を一切発行しないということではなく、それに代わる資格確認書を発行するのでどうなのかなという思いもある。
- 貝木委員： 市のマイナンバーも紐づけにエラーは絶対ないということだったので、もっとPRしていただき、できるだけ早く皆さんに紐づけしていただきたいと思う。
- 市民課長： エラーがないというのは、市で管理している国保と後期の話であり、他の保険は分からないが、何故違いが出るかということ、マイナンバーの管理をどこがしているかということになる。市がマイナンバーを管理しているので、市民と紐づけはできている。他の保険は、マイナンバーを管理していないので、マイナポータルなどにマイナンバーを照会して自分のところのデータに紐づけする作業を行い、その時に違う番号を入れたりと人的ミスが発生する。
- 貝木委員： 国保と後期は間違いがないということをもっと強くPRしていただきたい。
- 市民生活部長： 市民課では、こども家庭センターを通して妊産婦の方にチラシを配布し、赤ちゃんが生まれたら直ぐにマイナンバー登録し保険証に紐づけをお願いしている。これも含めマイナンバーのPRを進めていきたい。
- 金子副委員長： 昨年10月に議員で自治医大の視察に行った。病院側としては是非マイナンバーの紐づけをしていただき、治療をする上でも情報がたくさんあった方がよろしいと思う。我々としても進めていただきたいと思う。

- 坂倉委員： 会社勤めの時にサイバーテロに遭った。市はサイバーテロと機密漏洩に対する防御はどのようになっているのか。
- 市民生活部長： セキュリティに関する対策を進めているのは総合政策課となるので、基本的な答えになるが、国民健康保険等の個人情報データは部外に出ないようにしている。外部ハッキングは考えられない状況である。市のデータに関しても外部へは部課長の許可がないと出せない状況である。職員に対してもセキュリティ等の研修を実施している。

#### 意見

- 石田委員： 来年7月までは今のままで大丈夫であり、5年間は資格確認書の発行がある。
- 小谷野委員長： 現行の保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情が出されているが、5年間は確保されている。
- 坂倉委員： デジタル化は世の中の情勢から当たり前の動きだと思っている。マイナンバーカードやマイナ保険証もデジタル化という意味で大事な動きだと認識している。ただ、トラブルも色々あり、早急に変えることはやはり賛成できないが、様子を見ながらという動きであり、今回の陳情に関してはもう少し様子を見た方がいいのではということだと思っているので、私は不採択にしたいと考えている。
- 石田委員： 紙ベースを毎年更新してやっていくということであれば、来年12月で完全にダメとならない。持ってこられない人もいて、ダメな人はやむを得ないと思う。私は不採択としたい。

**採決の結果、反対全員により不採択とすべきものと決す。**

閉 会